

宇野自動車株式会社 提出資料

1. 東山線新線の経緯について

- ① 東山線の新設については、当初、弊社沿線から通学する複数の保護者からの要望を受け、事情を聴くべく岡山大学附属小学校を訪問し、学校の要望も受けて乗り出したものである。
- ② 学校によると、
 - ・電車の増便を何度も要望したが、要望に応じてもらえなかった。
 - ・学校便のバスも減便されていた。
 - ・下電、八晃にも要望したが応じてもらえなかった。
 - ・宇野バスがきてくれるなら、ありがたい。等々
- ③ 岡電が増便等に応じず、下電、八晃も運行せず、他に解決方法がなく、学校や保護者が困っているなら宇野バスが行こう。

以上の経緯を以って申請に至ったものであります。

2. 以後の経過について

- ・以後の経過については、岡山市の「資料3-1」にあるが、弊社にて（添付資料1-1）不足部分を赤字で補足しているとおりです。
- ・令和7年7月31日、弊社から岡山市担当者に申請内容を伝え、利便増進実施計画への影響があるか否かの確認をし、「ないと思う」旨、回答を得た。
- ・同年8月4日、岡山市担当者からメール（添付資料1-2）にて返信が来た。
その内容の概略は、
 - ・①協議会での協議が必須で、路線バス分科会→協議会の順に進めていく。
 - ・②本件は[REDACTED]まで報告している。
 - ・岡山市から「意見書」が提出できること。
 - ・競合他社からの意見が予測され、
 - ・その意見が建設的なものであれば弊社と協議。
 - ・感情的で一般論的な内容であれば、意見提出事業者に論拠の提示をお願いするかもしれない。
 - ・出てきた意見を公平に確認して国に提出する。
 - ・協議会（岡山市）としてどのような意見を提出しても、最終的に認可するかどうかは国の判断になる。
- ・同年8月5日、上記、岡山大学附属小学校、岡山市の意向を踏まえて運輸局へ申請に関する手続きを確認する。
- ・同年10月3日、岡山市より利便増進実施計画に影響がない旨、確認のうえ中国運輸局へ事業計画変更認可申請を提出。

3. 資料3－2について

当初の実施計画では、鉄道、路面電車の運行、運営は一切含まれていないはずです。

4. 資料3－3について

1. 岡山市全体の公共交通への影響について

○「本件路線の申請理由である通学時間帯の一事滞留に・・・」について

・弊社申請後、R7.11.21 付で岡山電気軌道（岡電）がダイヤ改正をし、路面電車が一便増便をしておりますが、

先の映像のとおり4月時点では乗り切れておりません。

また、課題への対策として

①バスと電車の定期券の共通利用(2月から)

②前の便の利用啓発(17回協議会にて)

主にこの二つが挙げられていますが、実際は、

①の共通利用に関しては、

・岡山駅－東山間の路面電車定期利用者は共通利用できない。

8/24 岡電に電話にて問い合わせしたところ、東島田－附属校間のバス定期券においては、路面電車、両備バスでの利用が可能との返事を得ましたが、その回答にも周知共有がなされておらず誤った内容を幾度となく訂正を受けるほど社内で理解されていません。

・学校側も児童に交通機関の選択をさせていない。

②の利用啓発に関しては、

・学校側には一切説明されていない。よって保護者、児童にも伝わっていない。

これらが対策をした結果の現状です。

○「既存のバス路線や路面電車により需要に対応可能な区間において・・・」について

・映像と前述のとおり、対応が不十分であり、また今回の申請で主な対象となるのは小児運賃で乗車する児童であり、収支に大きな影響を及ぼすとは考えられません。

・幹線部分にあえて重複するとありますが、弊社申請経路と重複しているのは、「山陽学園中学・高校前」の停留所のみであり、朝1便、夕方4便の岡山大学附属小学校の通学に特化した内容です。

・利便増進実施計画は本来、地域公共交通の利便性向上を図るためのものであり、新規参入を抑止するための制度ではないはずです。制度本来の趣旨にも反します。

○「実施計画に位置付けたバス路線再編は・・・」について

- ・これは、乗るか乗らないか分からない支線に影響するから、我慢しろ！とばかりに我慢を強要する論であり、論外です。
- ・「バス事業者のチャレンジ精神」とは、具体的に何を指しているのでしょうか？
お客様利便を第一に考え、自社の力で新規参入してはならないとされ、何に対してチャレンジするのでしょうか？利便増進実施計画は、本来利用者の為にあるものなのに、事業者救済が優先され、利用者利便は二の次のように感じます。

2. 実施計画の維持が困難となり、公衆の利便が著しく阻害される

実証的かつ定量的影響について

○「新規路線の運行による影響額については・・・」について

- ・当社としては、本件申請による影響の有無を論じるにあたり、「影響が生じ得る」ことと、「実施計画の維持が困難となり公衆の利便が著しく阻害される」こととは区別して検討されるべきと考えます。

岡山市追加意見書では様々な影響やリスクが示されておりますが、本件申請のような限定的な運行形態が、直ちに実施計画全体の維持困難につながることは、なお慎重な検証が必要ではないかと考えます。

- ・岡山市の言うような数字や事態になるとは到底考えられませんが、岡山市同様、針小棒大に言うことはいくらかでも出来ますが、お互い推定で言い合っても仕方ありません。

岡山市や各社での推論での数字で議論するのではなく、認可がおりましたら実際の乗車人員を半年ないし、1年間の結果を以って協議会にてご報告させていただきます。

最後にもう一度言います。

弊社は、岡山大学附属小学校の児童生徒の通学に関して、学校、保護者が困まっている、

- ・電車の増便を何度も要望したが、要望に応じてもらえなかった。
- ・学校便のバスも減便されていた。
- ・下電、八晃にも要望したが応じてもらえなかった。
- ・宇野バスがきてくれるなら、ありがたい。等々

その要望に応じて、その解決策として路線バスの運行を決意したまでです。

それ以上でもそれ以下でもありません。

利便増進実施計画を阻害するつもりなど毛頭ありません。

以上です。

宇野自動車株式会社 添付資料

添付資料 1 - 1

協議経過等について

資料 3 - 1

- 2月3日に協議会での協議を経て、岡山市が中国運輸局に意見書を提出
- その後、2月に中国運輸局から岡山市に対し、意見書に関する内容確認があり、岡山大学附属小学校へのアンケートや、電停での乗降調査等を実施し報告
- また、7月に中国運輸局から岡山市に対し、意見書の補足について確認があったことから、本日、意見の追加について協議

日付	概要
R7.731	宇野自動車株式会社から岡山市担当者へ申請内容について 利便増進実施計画への影響があるか否かの確認し、 利便増進実施計画には影響がないと思う。旨の回答を得た。
R7.8.4	岡山市担当者よりメール（添付資料 1 - 2）にて、 今後の手続きの流れ ① 路線バス分科会→協議会と話を進めていく。 ② 本件は[REDACTED]まで報告をしている、旨の連絡を受ける。
R7.8.5	宇野自動車株式会社から岡山大学附属小学校、8月4日付の岡山市からの メール内容を踏まえて運輸局へ申請に関する手続きを確認する。
R7.10.03	宇野自動車株式会社は岡山市より利便増進実施計画に影響がない旨、 確認のうえ中国運輸局へ事業計画変更認可申請を提出
R7.10.24	中国運輸局から岡山市へ道路運送法に基づき通知
R7.12.23	第 15 回岡山市公共交通網形成協議会で協議
R8.02.03	第 16 回岡山市公共交通網形成協議会で協議
R8.02.03	岡山市から中国運輸局へ地域交通法に基づき意見を提出
R8.02.27	中国運輸局から岡山市へ意見書等の内容確認 （意見書記載内容の算出根拠や協議会構成員、学校関係者・利用者の意見 等の資料提出の依頼）
R8.03.10	岡山市から 3 社（岡山電気軌道、両備 HD、宇野自動車）に意見書記載内 容の算出根拠等の提出を依頼

R8.04.22	岡山市から中国運輸局へ内容確認の回答① (意見書記載内容の算出根拠や協議会構成員、学校関係者の意見を提出) ※路線バス分科会の委員に共有
R8.04.27～ R8.05.08	岡山市が岡山大学附属小学校の全校生徒を対象にアンケート調査を実施
R8.05.28	岡山市から中国運輸局へ内容確認の回答② (利用者の意見としてアンケート調査結果を提出) ※路線バス分科会の委員に共有
R8.07.08	第 17 回岡山市公共交通網形成協議会において、岡山電気軌道株式会社が 通学時間帯の一時滞留の状況を報告
R8.07.16	中国運輸局から岡山市へ意見書(2月提出)の補足について確認

差出人: [redacted]@city.okayama.lg.jp
送信日時: 2025年8月4日月曜日 12:01
宛先: [redacted]@unobus.[redacted]@unobus.co.jp;
[redacted]@unobus.co.jp
件名: 東山の新路線について

宇野自動車
[redacted]みなさま

お世話になります。
岡山市交通政策課の[redacted]です。

先週ご相談いただいた東山の新路線について、
[redacted]まで報告し、また、法律も改めて確認した結果、
今後の流れとしては、下記となりますので、
とりいそぎ、ご報告いたします。

■ 手続きの法的根拠

岡山市は全事業者同意のもと策定した「利便増進実施計画」を推進中であるため、
「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の「第二十七条の十八の8」に基づき、

- ・今回の新路線（法文では「認定区域内計画外事業」）が
利便増進実施計画の維持が困難となるため公衆の利便が著しく阻害されるかどうかについて
協議会における協議を経て、国土交通大臣に対して意見を申し出ることがができる

を運用することになります。「協議会での協議は必須」となります（中国運輸局に確認）。

■ 手続きの流れ

岡山市が協議会における協議を経て国に意見を提出することになるため、
「路線バス分科会 → 協議会」という順に進めていこうと思います。

[redacted]も、[redacted]と同じで、「競合他社から何か意見を出すだろう」と想像しています。

その意見が

- ・建設的な内容であれば、宇野バスと協議を
- ・感情的で一般論的な内容であれば、意見提出事業者に論拠の提示を

お願いするかもしれません。

国に意見を出すのは協議会ではなく、岡山市になります。

出てきた意見を公平に確認させていただき、国に提出したいと思います。

なお、協議会としてどのような意見を提出したとしても、最終的に認可するかどうかは国の判断となります。

岡山市 都市整備局 交通政策課 地域公共交通推進室

〒700-8544 岡山市北区大供1丁目1番1号

TEL：086-803-1376 FAX：086-234-0435

E-Mail [redacted]@city.okayama.lg.jp
